

定量的影響度調査
(QIS5)

自己評点表

金融庁
日本銀行

2005年11月

はじめに

本自己評点表は、定量的影響度調査(QIS5)に参加される金融機関における内部格付手法の採用へ向けた準備状況の概要を把握するとともに、各金融機関が態勢の整備状況について自己分析を行う際に、分析の一助となるように作成されたものです。

内部格付手法の採用に向けた態勢を整備するに当たっては、規制案に定められた最低要件と現在の態勢との乖離を自ら分析いただくことが不可欠です。各金融機関におかれましては、このような自己分析を踏まえ、両者の乖離が埋められるように準備を行うことが期待されております。

本自己評点表は、現時点において必要な態勢整備が全て完了していることを確認するためのものではありませんので、個々の項目の評点にあたっては、各金融機関の現時点での実態を率直にご記入くださいますよう、お願いいたします。

また、05年3月期国内影響度調査(フィールドテスト)において、自己評点表を提出された金融機関におかれましては、前回の評点と変更された箇所について、下線等を付してご回答頂けると幸甚です。

(信用リスクに関する回答方法)

自己採点表に掲げる項目について、評点項目毎に次のいずれかの数字をご記入下さい。事業法人等向けエクスポージャーについては、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、事業法人向けエクスポージャー及びPD/LGD方式を用いる株式等エクスポージャー毎に回答欄の指定(ソ:●、金:●、事:●、株:●)にしたがってご記入下さい。また、スロットティング・クライテリアを用いた特定貸付債権についても同様に、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、事業用不動産向け貸付け毎に、回答欄の指定(プ:●、オ:●、コ:●、不:●)にしたがってご記入下さい。リテール向けエクスポージャーについても同様に、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャー毎に、回答欄の指定(居:●、リ:●、他:●)にしたがってご記入下さい。

ご記入いただく数字の意味するところは以下の通りです。

5: 既に充足している。

・文書化: 当該項目の取扱いについて信用リスク管理指針又はそれに準ずる文書(信用リスク管理指針等)が作成されている。【第190条、第191条、第242条】

・内部統制: 当該項目についての責任者、取締役会及び執行役員への報告を要する事項、取締役及び執行役員による承認を要する事項及び内部的な業務監査の態勢が規定され、かかる規定に従った内部統制が整備・実施されている。【第201条から第203条、第241条第3項】

・運用: 当該信用リスク指針に基づいた内部格付制度の運用がなされている。(自己資本の充実度を評価するためにストレステストが実施されている。【第199条、第200条、第241条第2項】)

第 8 号】格付及び PD 及び LGD 等の推計値は、与信の審査、リスク管理、内部の資本配賦において重要な役割を果たしている。【第 204 条】また、運用に必要な情報システムが構築されており、かつ、運用の結果が記録・保存されている。【事業法人等エクスポージャーについて第 197 条、リテール向けエクスポージャーについて第 198 条参照】)

- 4: 態勢の整備を進めており、想定したスケジュール通りに進捗している。
- 3: 態勢の整備を進めているが、想定したスケジュールに照らして若干の遅れがある。
- 2: 態勢の整備を進めているが、想定したスケジュールに照らして重大な遅れがある。
- 1: 態勢の整備に着手していないので、判別ができない。
- 0: 該当しない(将来的な利用についての準備状況について、ご回答頂くことを妨げるものではありません。)

回答に当たっては、当該項目に関連する主要な規制案の条文【●】を併せてご参照下さい。また、規制案が不備あるいは不明確であることを理由として、回答することが特に困難な項目がございましたら、末尾の備考欄に当該項目及びその理由についてご記入下さい。

自己評点表(信用リスク)

番号	評価項目	文書化	内部統制	運用
適用範囲等				
1	内部格付手法を適用する範囲及び適用する時期が定められていますか？【第 146 条から第 149 条】			—
2	エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算に用いる方法が定められていますか(どのような資産にどのような方法を用いて信用リスク・アセットを計算するかが定められていますか)？			
事業法人等向けエクスポージャー				
債務者格付制度と PD 推計				
3	(債務者格付制度) 事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付の制度は設けられていますか？【第 179 条第 1 項、第 180 条第 1 項から第 3 項】	ソ: 金: 事: 株:	ソ: 金: 事: 株:	ソ: 金: 事: 株:
4	(債務者格付の付与) 事業法人等向けエクスポージャーに債務者格付を付与するために必要な格付の定義、手続及び基準並びに当該手続及び基準を見直すための手続は設けられていますか？【第 182 条第 1 項から第 3 項、第 184 条、第 185 条、第 187 条、第 188 条、第 189 条、第 192 条第 1 項、第 196 条】	ソ: 金: 事: 株:	ソ: 金: 事: 株:	ソ: 金: 事: 株:
5	(格付の見直し) 事業法人等向けエクスポージャーに付与された債務者格付を見直す手続は設けられていますか？【第 189 条、第 194 条】	ソ: 金: 事: 株:	ソ: 金: 事: 株:	ソ: 金: 事: 株:
6	(PD に関するデータの収集及び蓄積) 事業法人等向けエクスポージャーの PD を推計するために必要なデータの収集及び蓄積は行われていますか？【第 189 条、第 210 条、第 211 条、第 213 条】	ソ: 金: 事: 株:	ソ: 金: 事: 株:	ソ: 金: 事: 株:
7	(PD の推計の方法) 事業法人等向けエクスポージャーの PD を推計する手法は定められていますか？【第 189 条、第 196 条、第 212 条、第 213 条】	ソ: 金: 事: 株:	ソ: 金: 事: 株:	ソ: 金: 事: 株:
8	(PD の推計値の検証) 事業法人等向けエクスポージャーの PD の推計値を検証するための制度は設けられていますか？【第 189 条、第 233 条から第 236 条】	ソ: 金: 事: 株:	ソ: 金: 事: 株:	ソ: 金: 事: 株:

案件格付制度とLGD及びEAD推計				
9	(案件格付制度) 事業法人等向けエクスポージャーのLGDに対応した案件格付の制度は設けられていますか？【第180条第1項、第4項】	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:
10	(案件格付の付与・関連づけ) 事業法人等向けエクスポージャーを案件格付に割り当て、関連づけるために必要な格付の定義、手続及び基準並びに当該手続及び基準を見直すための手続は設けられていますか？【第182条第4項、第5項、第184条、第185条、第187条、第189条、第192条第2項、第196条】	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:
11	(LGDの格付の見直し) 事業法人等向けエクスポージャーに付与された案件格付を見直す手続は設けられていますか？【第189条、第194条】	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:
12	(LGDに関するデータの収集及び蓄積) 事業法人等向けエクスポージャーのLGDを推計するために必要なデータの収集及び蓄積は行われていますか？【第189条、第210条、第211条、第215条、第216条、第217条】	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:
13	(LGDの推計の方法) 事業法人等向けエクスポージャーのLGDを推計する手法は定められていますか？【第189条、第196条、第212条、第215条、第216条、第217条】	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:
14	(LGDの推計値の検証) 事業法人等向けエクスポージャーのLGDの推計値を検証するための制度は設けられていますか？【第189条、第233条から第236条】	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:
15	(EADに関するデータの収集及び蓄積) 事業法人等向けエクスポージャーのEADを推計するために必要なデータの収集及び蓄積は行われていますか？【第189条、第210条、第211条、第224条から第226条】	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:
16	(EADの推計の方法) 事業法人等向けエクスポージャーのEADを推計する手法は定められていますか？【第189条、第196条、第212条、第224条】	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:
17	(EADの推計値の検証) 事業法人等向けエクスポージャーのEADの推計値を検証するための制度は設けられていますか？【第189条、第233条から第236条】	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:	ソ: 金: 事:
スロッシング・クライテリアを用いた特定貸付債権				

18	(格付制度) スロットティング・クライテリアを用いる特定貸付債権について、期待損失率に応じた内部格付制度が設けられていますか？【第 180 条第 1 項、第 182 条第 6 項】	プ: オ: コ: 不:	プ: オ: コ: 不:	プ: オ: コ: 不:
19	(格付の付与) スロットティング・クライテリアを用いる特定貸付債権に格付を付与するために必要な格付の定義、手続及び基準並びに当該手続及び基準を見直すための手続は設けられていますか？【第 189 条、第 186 条、第 187 条、第 196 条】	プ: オ: コ: 不:	プ: オ: コ: 不:	プ: オ: コ: 不:
20	(格付の見直し) スロットティング・クライテリアを用いる特定貸付債権に付与された格付を見直す手続は設けられていますか？【第 189 条、第 194 条】	プ: オ: コ: 不:	プ: オ: コ: 不:	プ: オ: コ: 不:
購入事業法人等向けエクスポージャーの EL dilution の推計				
21	(プールへの割当て) EL dilution を推計するために、購入事業法人等向けエクスポージャーを均質なプールに割り当てるための基準は設けられていますか？【第 230 条】			
22	(EL dilution に関するデータの収集及び蓄積) 購入事業法人等向けエクスポージャーの EL dilution を推計するために必要なデータの収集及び蓄積は行われていますか？【第 229 条、第 231 条第 1 項】			
23	(推計の方法) 購入事業法人等向けエクスポージャーの EL dilution を推計する手法は定められていますか？【第 189 条、第 196 条、第 212 条、第 229 条】			
24	(推計値の検証) 事業法人等向けエクスポージャーの EL dilution の推計値を検証するための制度は設けられていますか？【第 189 条、－】			
リテール向けエクスポージャー				
25	(プールへの割当て) リスクが適切に区分され、損失の特性を正確かつ継続的に推計が可能となるようなプールへの割当ての手続き及び基準並びに当該手続及び基準を見直すための手続が設けられていますか？【第 181 条、第 183 条、第 184 条、第 185 条、第 187 条、第 188 条、第 193 条、第 196 条】	居: リ: 他:	居: リ: 他:	居: リ: 他:

26	(プールへの割当ての見直し) リテール向けエクスポージャーのプールへの割当てが適切なものとなっているか見直していますか？【第 195 条】	居: リ: 他:	居: リ: 他:	居: リ: 他:
27	(PD に関するデータの収集及び蓄積) リテール向けエクスポージャーの PD を推計するために必要なデータの収集及び蓄積は行われていますか？【第 189 条、第 210 条、第 211 条、第 214 条】	居: リ: 他:	居: リ: 他:	居: リ: 他:
28	(推計の方法) リテール向けエクスポージャーの PD を推計する手法は定められていますか？【第 189 条、第 196 条、第 212 条、第 214 条】	居: リ: 他:	居: リ: 他:	居: リ: 他:
29	(推計値の検証) リテール向けエクスポージャーの PD の推計値を検証するための制度は設けられていますか？【第 189 条、第 233 条から第 236 条】	居: リ: 他:	居: リ: 他:	居: リ: 他:
30	(LGD に関するデータの収集及び蓄積) リテール向けエクスポージャーの LGD を推計するために必要なデータの収集及び蓄積は行われていますか？【第 189 条、第 210 条、第 211 条、第 215 条、第 216 条、第 218 条】	居: リ: 他:	居: リ: 他:	居: リ: 他:
31	(推計の方法) リテール向けエクスポージャーの LGD を推計する手法は定められていますか？【第 189 条、第 196 条、第 212 条、第 215 条、第 216 条、第 218 条】	居: リ: 他:	居: リ: 他:	居: リ: 他:
32	(推計値の検証) リテール向けエクスポージャーの LGD の推計値を検証するための制度は設けられていますか？【第 189 条、第 233 条から第 236 条】	居: リ: 他:	居: リ: 他:	居: リ: 他:
33	(EAD に関するデータの収集及び蓄積) リテール向けエクスポージャーの EAD を推計するために必要なデータの収集及び蓄積は行われていますか？【第 189 条、第 196 条、第 210 条、第 211 条、第 224 条から第 226 条】	居: リ: 他:	居: リ: 他:	居: リ: 他:
34	(推計の方法) リテール向けエクスポージャーの EAD を推計する手法は定められていますか？【第 189 条、第 212 条、第 224 条】	居: リ: 他:	居: リ: 他:	居: リ: 他:
35	(推計値の検証) リテール向けエクスポージャーの EAD の推計値を検証するための制度は設けられていますか？【第 189 条、第 233 条から第 236 条】	居: リ: 他:	居: リ: 他:	居: リ: 他:
購入リテール向けエクスポージャーの EL dilution の推計				

36	(データの収集及び蓄積) 購入リテール向けエクスポージャーの EL dilution を推計するために必要なデータの収集及び蓄積は行われていますか？【第 229 条、第 231 条】			
37	(推計の方法) 購入リテール向けエクスポージャーの EL dilution を推計する手法は定められていますか？【第 196 条、第 212 条、第 229 条】			
38	(推計値の検証) 購入リテール向けエクスポージャーの EL dilution の推計値を検証するための制度は設けられていますか？			
株式等エクスポージャー(内部モデル手法)				
39	(内部モデル手法の適用範囲) 内部モデル手法を適用する株式等エクスポージャーの範囲が定められていますか？			
40	(データの収集及び蓄積) 株式等エクスポージャーにかかるリスクを定量化するための内部モデルの構築に十分なデータが収集及び蓄積されていますか(または、データの不足を補うために内部モデルに保守的な調整が加えられていますか)？ 【第 241 条第 2 項】			
41	(内部モデルの構築) 株式等エクスポージャーにかかるリスクを定量化するための内部モデルが設けられていますか？【第 241 条第 2 項】			
42	(推計値の検証) 内部モデルに基づく推計値を検証し、内部モデル及び当該内部モデルを構築する過程を見直すための制度は設けられていますか？【第 241 条第 4 項】			

(備考)

(オペレーショナル・リスク<先進的計測手法のみ>に関する回答方法)

自己評点表に掲げる項目について、現時点での達成状況に応じて、下記のいずれかの数字をご記入下さい。数字の意味するところは以下の通りです。回答に当たっては、該当する規制案の条文【●】を併せてご参照下さい。また、規制案が不備あるいは不明確であることを理由として、回答することが特に困難な項目がございましたら、末尾の備考欄に当該項目及びその理由についてご記入下さい。

5:既に充足している。

4:態勢の整備を進めており、想定したスケジュール通りに進捗している。

3:態勢の整備を進めているが、想定したスケジュールに照らして若干の遅れがある。

2:態勢の整備を進めているが、想定したスケジュールに照らして重大な遅れがある。

1:態勢の整備に着手していないので、判別ができない。

0:該当しない(先進的計測手法を採用しない場合。なお、当初より先進的計測手法を採用しないが、将来的に先進的計測手法の採用をお考えの場合は、その準備状況についてご回答頂くことを妨げるものではありません。その場合は、末尾の備考欄にその旨ご記入ください。)

自己評点表(オペレーショナル・リスク<先進的計測手法のみ>)

	評価項目	評価
定性的基準		
43	・ 定性的基準について総合的な評価をしてください。	
44	・ オペレーショナル・リスクの管理体制の整備において、取締役会及びオペレーショナル・リスクの管理を担当する取締役の責任が明確化されていますか。 【第 315 条第 2 項第 1 号】	
45	・ 他の部門から独立したオペレーショナル・リスクの管理を行う部門を設置していますか。 【第 315 条第 2 項第 1 号】	
46	・ 管理部門、各業務部門及び内部監査を行う部門において、オペレーショナル・リスクの管理のために十分な人材が確保されていますか。 【第 315 条第 2 項第 1 号】	

47		・ 管理部門により、オペレーショナル・リスクを特定し、計測し、把握し、管理し、かつ、削減するための方策が、規程・マニュアル等の形で文書化されていますか。【第 315 条第 2 項第 1 号】	
48		・ オペレーショナル・リスクを計測するための体制が、管理体制と密接に関連していますか。【第 315 条第 2 項第 1 号】	
49		・ オペレーショナル・リスク損失の情報について、管理部門から各業務部門の責任者、取締役会及びオペレーショナル・リスクの管理を担当する役員に定期的に報告が行われ、適切な措置を取るための体制が整備されていますか。【第 315 条第 2 項第 1 号】	
50		・ 内部監査を行う部門により、管理部門及び各業務部門における活動状況を含めた管理体制に対して定期的な監査が行われていますか。【第 315 条第 2 項第 1 号】	
51		・ 各業務部門におけるオペレーショナル・リスクの管理向上のために、オペレーショナル・リスク損失の額、オペレーショナル・リスク相当額その他のオペレーショナル・リスクに関する情報が適切に活用されていますか。【第 315 条第 2 項第 2 号】	
定量的基準			
データ要件			
52		・ データ要件について総合的な評価をしてください。	
53		・ 内部で定める客観的な基準を用いて過去の内部損失データに含まれるオペレーショナル・リスク損失の額及び回収額を業務区分ごとに、損失事象の種類に応じて配分していますか。 【第 315 条第 3 項第 5 号イ】	
54		・ 内部損失データは、各損失事象が発生した日付(発生した日付が不明な場合は発覚した日付とすることができる。)、当該損失事象についてのオペレーショナル・リスク損失の額、回収額及び発生要因に関する情報を含んでいますか。また、損失事象の発生要因に関する情報は、オペレーショナル・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとなっていますか。【第 315 条第 3 項第 5 号二】	
55		・ 複数の業務区分に関係する業務を集中的に行う部門及び複数の業務区分にまたがる活動におけるオペレーショナル・リスク損失のデータを、業務区分に分類する基準並びに異なる時点に発生した相互に関連する複数の損失事象から発生したオペレーショナル・リスク損失のデータを損失事象の種類に応じて分類する際の基準	

		を作成していますか。【第 315 条第 3 項第 5 号ホ】	
56		<p>・ 外部損失データには、オペレーショナル・リスク損失の額、損失事象が発生した業務の規模に関する情報、発生の変因及び状況に関する情報並びに当該損失データを参照することの妥当性を判断するために必要なその他の情報が含まれていますか。また、外部損失データをオペレーショナル・リスク相当額の算出のために使用する条件及び方法並びにそれらを決定するための手続が体系的に規定されており、当該規定が定期的に検証されていますか。</p> <p>【第 315 条第 3 項第 6 号】</p>	
重要性の原則			
57		<p>・ 第 319 条第 1 項に規定する重要性の基準を満たした上で計測を行っていますか。</p> <p>【第 319 条第 1 項】</p>	

(備考)